

災害時の広報印刷物発行の協力に関する協定

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷印刷工業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、広報印刷物を発行することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、広報印刷物の発行によりデジタルデバイドを解消し、情報通信技術を利用できない方を含め、確実に災害情報及び防災情報を周知することで被害の軽減を図り、もって小千谷市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に防災情報の伝達のために広報印刷物を発行する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して、広報印刷物の製版、印刷等を行うものとする。

（連絡体制）

第4条 甲が行う協力要請の手続きは、企画政策課秘書広報室が担当する。
2 甲は、要請に当たって、協力を要する内容その他必要事項を連絡するものとする。
3 乙は、甲の要請に円滑な対応が図れるよう、連絡体制等を確立しておくものとする。

（経費負担）

第5条 乙が、第3条による広報印刷物の製版、印刷等に要した経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第6条 前条の規定により甲が負担する価格は、甲・乙協議の上、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（個人情報保護）

第7条 甲・乙は、本協定の履行において取得した個人情報について、法令、官庁の定めるガイドライン及び相手方の指示に従い善良な管理者の注意をもって管理し、適切な取り扱いと安全管理を行わなければならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙いずれからも解除その他の申し出がない場合は、同一内容で有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年1月20日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 宮崎悦男



乙 新潟県小千谷市若葉3丁目137番地

小千谷印刷工業組合

代表 位下寿生

